

北区立小・中学校整備方針

令和8年（2026年）3月

北区教育委員会

はじめに

平成17年3月に策定した「北区立小・中学校整備方針」は、学校改築時の施設の構成、整備基準（標準学校規模）等を定めており、この整備方針に基づき、これまで小学校5校、中学校9校、義務教育学校1校の計15校の改築が完了しています。

また、新たな教育環境の変化等に対応するため、これまで平成25年3月、令和元年6月に改定を行っています。

一方で、前回改定から約6年が経過する中、令和4年6月には文部科学省が「小・中学校施設整備指針」の改定を行い、区においても令和6年3月に「北区教育ビジョン2024」を策定するなど、学校施設を取り巻く環境が大きく変化しており、GIGAスクール構想、不登校対策（校内別室指導）、ZEBの推進（脱炭素）、災害の激甚化・頻発化に伴う避難所機能の強化など、新たな課題への対応も必要となっています。

また、今後、昭和30年代から昭和40年代に建設された老朽化した校舎が更新時期を迎えるなか、資材や労務単価の高騰、建設業界の技術者不足、働き方改革等による影響により、改築に要する費用の増大が懸念されていること、直近の北区人口推計調査では、北区の年少人口は令和13年をピークに減少が見込まれること、現在の諸室の利用状況等を踏まえ、小・中学校の改築においては、必要な諸室、機能の適切かつ効率的な整備を進めていくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、今回の改定にあたっては、新たな課題へ対応した教育環境の確保を図りつつ、厳しい財政状況のなか継続的に改築事業を実施できる内容とするため、各諸室との連携や兼用等について検討を行い、施設の適正化を図りました。

なお、中学校の改築は、現在工事中の堀船中学校を除き、全て完了しているため、中学校の施設構成や整備基準については、最小限の改定にとどめることとし、関連する「北区立小・中学校長寿命化計画（令和2年3月）」とあわせ、整備方針を改定します。

今後も、北区教育委員会として、関係法令の改正、上位施策の改定などに対応した修正を適宜図りながら、時代の進展や社会環境の変化に対応した「教育先進都市・北区」にふさわしい学校施設の整備に取り組んでまいります。

目 次

第1章 施設整備の基本的な考え方	1
1 小・中学校整備方針の位置づけ	1
2 整備に向けた4つの視点	1
第2章 整備のすすめ方	4
1 計画的な整備の実施	4
2 基本構想・基本計画	4
3 設計及び工事	4
4 関係者の参画と合意形成	5
5 整備後の説明及び事後調査	5
第3章 施設構成	6
I 小学校	6
1 施設構成の基本的な考え方	6
2 施設構成	6
II 中学校	8
1 施設構成の基本的な考え方	8
2 施設構成	8
III 小学校・中学校共通の事項	10
第4章 学校施設の複合化・地域開放等	15
1 学校施設の複合化	15
2 学校施設の地域開放	15
3 放課後子ども総合プラン	15
第5章 標準的な諸室の構成及び規模の考え方	16
1 整備の基準	16
資料編	19

第1章 施設整備の基本的な考え方

1 小・中学校整備方針（以下「整備方針」という。）の位置づけ

- (1) 整備方針は、全ての区立小・中学校の改築を対象とする。
- (2) 整備方針は、学校を改築するにあたり、共通して考慮すべき事項、整備のすすめ方、施設の構成、整備の留意点等を明らかにするものである。

2 整備に向けた4つの視点

- (1) 基礎的・基本的な学力の定着と個性を伸ばす教育環境の整備（学習空間の充実）

基礎的・基本的な学力を身につけるきめ細かな指導を行うため、習熟度や興味・関心等に応じた少人数授業やチームティーチング等、多様な学習展開に対応する施設整備をすすめ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

その上で、児童・生徒の個性や能力を活かし伸ばす環境や、主体的・対話的で深い学びを促す柔軟で創造的な学習空間づくりを進め、学校施設全体を学びの場としていく。

また、インクルーシブ教育システムの構築に資するため、北区特別支援教育推進計画等を踏まえた特別支援教育に対応した施設整備を図る。

- ① 多様な授業や学級活動の展開が行えるオープンスペースを確保（小学校）
- ② ホームルームとなる普通教室の良さを活かしつつ、特別教室においては、集約した配置等により、教科に興味・関心をもたせ、主体的・対話的な学びを促す空間を創出（中学校）
- ③ 設備・教具の多様化に対応した収納スペースや家具、教室空間の確保
- ④ 1人1台端末（きたコン）や校務DX等に対応した校内全体のICT環境の整備
- ⑤ 児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた適切な施設整備や、障害の有無を問わず利用できるスペースの拡大等特別支援教育に対応した施設の充実
- ⑥ 電子図書館の推進や、多目的スペースとの連携によるコンパクトで機能的な学校図書館の整備
- ⑦ 体育施設の充実

(2) 安全とるおいをもたらす施設環境の実現（生活空間の充実）

学校は、児童・生徒にとって「学びの場」であるとともに「生活の場」であること、また、教職員にとっても「働く場」となることから、安心して有意義な学校生活を過ごすことができるよう、防犯や施設の安全性に配慮した施設整備や健やかで衛生的な室内環境の整備を図る。

また、障害の有無を問わず、安全に施設を利用できるよう積極的にユニバーサルデザインを導入するとともに、児童・生徒が授業の合間に友人と語り合い気分転換をしたり、悩みを相談し受け止める場を確保する等、児童・生徒の居場所となる心のゆとりを生む温かみのある空間となるよう工夫する。

さらに、太陽光利用や雨水等再生可能エネルギーの利用や校内緑化を積極的に推進し、環境教育にも活用する環境と調和のとれた学校施設「エコスクール」を整備する。

- ① 児童・生徒が安心して学校生活を送れる危機管理機能の充実（防犯カメラ、校内電話の整備、出入口のオートロック、学校110番、緊急地震速報の一斉放送等）
- ② 施設の安全性の充実（耐震性、耐火性、天井や外壁等の非構造部材の耐震対策等）
- ③ だれもが使いやすいユニバーサルデザインの導入
- ④ 児童・生徒の相談（カウンセリング）の場の確保
- ⑤ 不登校児童・生徒への支援のための施設整備
- ⑥ 地球環境に配慮した施設整備と環境教育への活用等
- ⑦ 施設環境の充実（室内環境の快適性の向上、木質化等による温かみのある心のゆとりを生む空間の整備）

(3) 北区学校ファミリーの推進と地域スポーツ活動、コミュニティや防災の拠点としての施設整備（地域との連携協働、共創空間の整備）

学校と認定こども園や学校間の連携に加え、学校と家庭、地域を含めたネットワークの形成を図る北区学校ファミリーの推進や、学校教育活動を支えるPTA、青少年委員会、ボランティア団体、地域が主体となって実施する部活動（地域クラブ活動）等、各種団体の活動の場として機能させる。

また、生涯学習活動の場として地域のスポーツ活動の推進やコミュニティ活動の拠点として学校を利用することを前提に整備する。

さらに、学校全体を地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として捉えるとともに、災害時の対応に配慮した施設整備をすすめる。

- ① 北区学校ファミリー事業を推進するための施設整備
- ② 地域、保護者、学校の協働の場となる部屋の確保
- ③ 地域開放に配慮した施設配置及び整備
- ④ 避難所機能の充実
- ⑤ 放課後子ども総合プランに基づく児童の安全・安心な居場所の確保

(4) 社会環境の変化に対応できる可変性の高い施設整備（社会環境への対応）

教育活動の変化や、地域の拠点としての役割の変化、あるいは児童・生徒の増加や減少に対応するため、長期的な視点から施設整備の適正化を図る。

また、長く使いこなすことを考慮して、長寿命化改修や適切な維持管理がしやすい設備設計を行うことが重要である。

なお、教育環境の充実を図るため、グラウンドの面積が学校設置基準を大きく下回る場合には、可能な限りグラウンドを広く確保できる方策を検討する。

- ① 変更しやすい諸室の区画や仕上げの採用、建物構造や設備の導入
- ② 汎用性の高い設えの工夫
- ③ 維持管理業務の外部化を前提とした管理諸室配置
- ④ 近隣公共施設（スポーツ施設等）との連携、グラウンドを広く確保できる建物計画等の検討

第2章 整備のすすめ方

1 計画的な整備の実施

各学校の改築にあたって、基本構想では、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民等（以下「関係者」という。）の意見をもとに、新しい学校への願いや想い、地域の諸条件に配慮した整備コンセプトを定める。基本計画・基本設計では必要な諸室と条件の整備、平面計画等の検討を行い、実施設計に結び付けていく。

また、改築・改修ステーション（仮校舎）を利用することを基本とし、設計及び工事の計画年数は、原則5年（設計2年、工事3年（解体を含む））とする。

ただし、敷地条件等によって設計・工事に困難が伴う場合には、適切な計画年数を設定する。

2 基本構想・基本計画

（1）計画校の児童・生徒数、学級数、将来計画等から施設規模を決める。

（2）事業着手から完成までの基本的な事業スケジュールを決定する。

（3）地域や学校の特徴、周辺景観、街並みとの調和等を踏まえ、基本設計に反映する整備コンセプトを示す。

（4）敷地内の建物配置や動線構成を示す。

（5）施設構成において特に配慮すべき点を示す。

（6）改築・改修ステーション（仮校舎）利用時の児童・生徒の送迎方法を計画する。

3 設計及び工事

具体的な整備にあたっては、別途、庁内設計検討委員会を設置して検討するとともに、関係所管課の合意形成を図る。

（1）基本設計

① 必要諸室を盛り込んだ平面計画、断面計画、立面計画の作成

② 耐久性に配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画の作成

③ 点検・メンテナンスのしやすさや、将来の改修にも対応できる構造計画の作成

④ 環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画の作成

⑤ 完成予想外観図の作成

（2）実施設計

① 基本設計に基づき、実際の工事を考慮して詳細を検討し、設計図を作成する。

② 意匠、サイン、緑化、外構等の詳細計画を作成するとともに、工事後に設置する設備機器、家具等との事前調整を図る。

（3）工事

工事中は安全の確保に留意する。また、工事中の教育環境の確保に努める。

4 関係者の参画と合意形成

(1) 意見聴取

児童・生徒をはじめ学校関係者へのアンケートを実施するなど、幅広い意見を聴取する。

(2) 関係者の参画

基本構想・基本計画の作成にあたっては、施設づくりの目標を共有し、理解と協力を得るため、学校、保護者、地域等の関係者の参画によるワークショップを開催し、その検討結果を反映する。

(3) 学校へのヒアリング

実施設計では、学校管理者をはじめ教職員に対して十分なヒアリングを行い、諸室の機能や仕上げを決定するとともに、工事後における備品や家具の配置を考慮した調整を図る。

(4) 情報の周知

計画、設計及び工事の各段階において、説明会、リーフレット、ホームページ等により進捗状況を地域住民等に周知する。

5 整備後の説明及び事後調査

(1) 説明

施設の完成後、施設の維持管理の方法や施設の利用について関係者への説明を十分に行い、施設の有効利用を図る。

(2) 事後調査

関係者への調査やアンケート、視察等を行い、次の学校施設整備の参考にする。

第3章 施設構成

1 小学校

1 施設構成の基本的な考え方

- (1) 普通教室近くにオープンスペースを配置し、多様な学習活動や利用等ができるよう計画する。
- (2) 学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動が促進されるようにする。
- (3) 少人数学習、習熟度別学習に対応する。
- (4) 学習において、障害の有無を問わず、できるだけ同じ活動ができるように配慮する。
- (5) 教室等の特性を踏まえ、日照、採光、通風、換気、室温、音、振動、衛生的な環境等に配慮し計画する。

2 施設構成

(1) 普通教室エリア

① 普通教室

ア 普通教室数は、将来人口の推移を踏まえて決定する。

イ 低学年児童の教室は、管理諸室の近くに設け、安全性等にも配慮した位置とする。

ウ 児童の用具等が収まる十分な収納スペースを設ける。

② 少人数教室

少人数学習、習熟度別学習等に対応できるものとする。

(2) 特別教室

① 理科室

ア 理科室には、準備室を設ける。

イ 教育目的に沿った設備を設けるとともに、十分な換気を確保する。

ウ 観察や屋外作業等に利用できるテラスやバルコニーの設置を考慮する。

② 図工室

ア 図工室には、準備室を設ける。

イ 作品展示スペース等を設ける。

③ 音楽室

ア 音楽室には、準備室、楽器庫等を設ける。

イ 他の教室や近隣への音の影響を考慮する。

④ 家庭科室

ア 家庭科室は、調理・被服兼用とし、準備室を設ける。

イ 十分な換気を確保する。

⑤ 学校図書館

- ア 児童がくつろぎ自発的に読書を楽しめ、1人1台端末を活用し、より深い調べものなどできる「読書・学習センター」としての機能を設ける。
- イ 児童の利用しやすい位置に配置するとともに、電子書籍とのバランスを考慮した読書や調べ学習等に適した書架、机、椅子等の家具や準備室を設置する。
- ウ 多目的スペースと連携した利用ができるように配置し、閲覧スペースや少人数学習など多様な学習活動に対応できるスペースとして活用を図り、主体的・対話的で深い学びの場としての空間整備に考慮する。

(3) 多目的スペース

多様な学習活動や利用等に対応できるように、普通教室の近くに整備する。また、児童の増減時期に対応するため、普通教室等への転用を考慮した可変性の高い配置や設えとする。

① オープンスペース

- ア 少人数でのグループ活動や児童が着替えることができるようカーテン等を設置する。
- イ 図書コーナー、教材コーナーを用意する等、様々な展示ができるように考慮する。

② 多目的ホール（ランチルーム）

- ア 各学年から使用しやすい位置に配置する。
- イ 集会や会議等、学校利用だけでなく地域利用も考慮し、多目的に使用できることを想定した設備とする。
- ウ ランチルームとして使用する場合には、衛生管理を踏まえた計画とする。
- エ 学習活動の幅を広げる目的で学校図書館等の特別教室と隣接して配置することも考慮する。

③ 多目的室

- ア 児童の増加期には、優先的に普通教室に転用することを考慮した設えとし、普通教室として使用しない場合には、日本の伝統文化を学習する場や生活科など授業の他、児童が落ち着ける空間の配置、研究発表会、保護者説明会等多目的に活用する。
- イ 教材室等の倉庫機能との連携にも配慮する。

II 中学校

1 施設構成の基本的な考え方

- (1) 友人との語り、交流等を通して人間関係を形成する場として、また、心の安らぎを得る居場所を確保する意味からホームルームとなる普通教室を配置し、特別教室を使用する授業以外は、各学級の教室で授業を行うことを基本とする。
- (2) 学年ごとの教室配置にまとまりをもたせ、学年単位での活動が促進されるようにする。
- (3) 特別教室を集約配置する。教科ギャラリーの設置等、学習に関する展示・掲示ができるスペースを設ける。各教科の学習環境の質を高め、生徒の主体的な学びを促す環境づくりを行う。
- (4) 少人数学習、習熟度別学習に対応する。
- (5) 学習において、障害の有無を問わず、できるだけ同じ活動ができるように配慮する。
- (6) 教室等の特性を踏まえ、日照、採光、通風、換気、室温、音、振動、衛生的な環境等へ配慮し計画する。

2 施設構成

(1) 普通教室エリア

① 普通教室

- ア 普通教室数は、将来人口の推移を踏まえて決定する。
- イ 生徒の用具等が収まる十分な収納スペースを設ける。

② 少人数教室

少人数学習、習熟度別学習等に対応できるものとする。

(2) 特別教室

① 理科室

- ア 理科室には、準備室を設ける。
- イ 直射日光の得られる屋外作業空間と連続した配置を考慮する。
- ウ 十分な換気を確保する。

② 美術室

- ア 美術室には、準備室を設ける。
- イ 作品展示スペースを設ける。
- ウ 室内におけるデッサン等から、北側採光を考慮する。

③ 音楽室

- ア 音楽室には、準備室、楽器庫、練習用個室等を設ける。
- イ 他の教室や近隣への音の影響を考慮する。

④ 技術室

- ア 技術室には、準備室を設ける。
- イ 電動機械作業エリアを設ける。
- ウ 工作機械等の騒音、振動、ほこり等が、他に影響のないように配慮する。

エ 十分な換気を確保する。

⑤ 家庭科室

ア 家庭科室には、準備室を設ける。

イ 調理と被服の作業を行うため調理台、作業台、示範台等の配置を工夫するとともに洗濯機、冷蔵庫等の配置も考慮する。

ウ 十分な換気を確保する。

⑥ 教科ギャラリー

ア 特別教室に隣接した配置とする。

イ 生徒の作品や教材・資料の展示、掲示板による情報の提供等を行う。

⑦ 学校図書館

ア 生徒がくつろぎ自発的に読書を楽しめ、1人1台端末を活用したより深い調べものなどできる「読書・学習センター」としての機能を設ける。

イ 生徒の利用しやすい位置に配置するとともに、電子書籍とのバランスを考慮した読書や調べ学習等に適した書架や、机、椅子等の家具や準備室を設置する。

ウ 多目的スペースと連携した利用ができるように配置し、閲覧スペースや少人数学習など多様な学習活動に対応できるスペースとして活用を図り、主体的・対話的で深い学びの場としての空間整備に考慮する。

⑧ 和室

ア 書写の授業や伝統文化に関する学習等に利用する。

イ 学校の特色に応じて茶道の設備を整備する。

(3) 多目的スペース

多様な学習活動に対応できるように、普通教室の近くに整備する。また、生徒の増減時期に対応するため、普通教室等への転用を考慮した可変性の高い配置や設えとする。

① 多目的ホール（ランチルーム）

ア 各学年から使用しやすい位置に配置する。

イ 集会や会議等、学校利用だけでなく地域利用も考慮し、多目的に使用できることを想定した設備とする。

ウ ランチルームとして使用する場合には、衛生管理を踏まえた計画とする。

エ 学習活動の幅を広げる目的で学校図書館等の特別教室と隣接して配置することも考慮する。

② 多目的室

生徒の増加期には、優先的に普通教室に転用することを考慮した設えとし、普通教室として使用しない場合には、授業の他、研究発表会、保護者説明会等多目的に活用する。

(4) その他

進路指導室

進路資料コーナーを設ける。

Ⅲ 小学校・中学校共通の事項

1 管理諸室部門

すべての職員が一つの職員室で執務することとし、職員間の連携を重視した施設計画を行うとともに、校舎内に見守りスペース等の安全面や特別な配慮の工夫をする。

また、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や校務等を行うことができるよう基本的な機能を確保する。

(1) 職員室

- ① 他の管理諸室との連携を図る。校長室や事務室と容易に行き来しやすい配置とする。
- ② 屋外運動場等への見通し等を考慮する。
- ③ 他の管理諸室等を統合し、機能的で変化に対応できる計画とする。
- ④ 来訪者を確認できる位置に配置する。
- ⑤ 将来の教職員数等の変化に対応できるように、可能な限りオープンな空間を確保する。
- ⑥ 非常勤講師、教育実習生、スクールカウンセラー等のためのスペースを計画する。

(2) 事務室

- ① 他の管理諸室と隣接させる。
- ② 来訪者を確認できる位置に配置する。

(3) 校長室

- ① 職員室や事務室と隣接させる。
- ② 校内やグラウンドの状況が把握しやすい位置に配置する。
- ③ 来客者対応だけでなく、教職員等との打合せでも利用できるスペースの確保を検討する。

(4) 保健室

- ① 救急車等が近接することができる位置に配置する。
- ② 運動施設とのアクセスが良く、児童・生徒の出入りに便利な位置に配置する。
- ③ 職員室との連絡の良い配置を考慮する。
- ④ 児童・生徒のプライバシーへの配慮、健康教育を踏まえ、落ちついた空間、健康教育に関する展示スペースなどを設ける。

(5) 管理室

- ① 来訪者を確認できる位置に配置する。
- ② 業務スペースや清掃用具置き場等を設ける。

(6) 教職員休憩コーナー（休養場所）

教職員がリフレッシュや情報交換等ができる専用スペースを確保する。

(7) 職員用更衣室

- ① 職員用玄関と職員室の動線上に配置する。
- ② 将来的な教職員数の変化に対応できる設えとする。

(8) 給湯コーナー

職員室、校長室、会議室からのアクセスを考慮した配置とする。

(9) 印刷室

- ① 印刷機、製本機、用紙のストックのスペースを確保する。
- ② 教材の作成等を行う作業スペースを設ける。

(10) 倉庫・教材室

- ① 教材・教具、行事用具、文書保管等、目的別に数カ所設ける。
- ② 物品倉庫を設ける。
- ③ 搬出入しやすい位置に配置する。教材室は各階に設けることを基本とするが、物量に応じた室数や面積とすることで規模の最適化を図る。

(11) 会議室

- ① 会議室及び小会議室を設ける。
- ② 小会議室は、学校・家庭・地域の相互連携やPTA活動の部屋と兼用とする。
- ③ 汎用性を高めるため、必要に応じ会議室に可動式間仕切り等を設置する。

(12) カウンセリング室

- ① 保健室や職員室と連絡の良い位置に配置する。
- ② 周囲に気兼ねなく出入りができる配置とする。
- ③ 相談に使用する小部屋を設ける。

(13) 教育相談室

- ① 周囲に気兼ねなく出入りができる配置とする。
- ② 相談に使用する小部屋を設ける。

(14) 不登校児童・生徒向け教育相談室（校内別室）

- ① 校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対し、校内での学習や居場所として利用できるよう専用室を設置する。
- ② 他の学習空間から独立した場所への配置や暖かい家庭的な雰囲気や個別学習ができる空間となるよう配慮する。

2 特別支援教育部門

(1) 特別支援教室

- ① 他の教室との位置関係や設備等に配慮する。
- ② 個別指導や小グループ指導等、室内を間仕切って使用できる設えとする。

(2) 特別支援学級

- ① 児童・生徒が互いに自然な交流が持てるよう他の学級や特別教室との位置関係に配慮する。
- ② 職員室、トイレ、シャワー室、倉庫等との配置関係や見守り機能に十分配慮する。
- ③ 室内を間仕切って使用できる設えとする。

3 体育施設

(1) 体育館・武道場

- ① アリーナ部分は、授業や地域開放で行う各種競技に適合した広さや高さを確保したうえで、倉庫やトイレ、運動機器等の付属施設を一体的に計画する。
- ② ステージやその他の付属施設等、学校行事を行うために十分な機能を確保する。
- ③ 災害時の避難所利用を考慮した計画とするとともに、必要に応じて、地域開放のための更衣室や倉庫等の設置を考慮する。
- ④ 中学校には武道場を設ける。
- ⑤ 校舎と一体で計画する場合には、運動で生じる音や振動に十分配慮した構造とする。

(2) グラウンド

- ① 必要な規模のトラック、直走路等、各種運動が行えるように、できるだけ広い面積を確保する。
- ② 校舎配置と連絡の良い配置とする。
- ③ グラウンド表面は、限られた敷地での良好な運動環境の確保、メンテナンス性や周囲へのほこり等の影響に留意し工夫する。また、必要に応じて、ゴムチップ舗装や人工芝等の特殊舗装を考慮する。
- ④ 屋外から直接使用可能な倉庫やトイレを設ける。

(3) プール

- ① 更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設と一体的に計画する。
- ② 小学校においては水深を可変とする。
- ③ プールサイド及び通路等は、十分な広さを確保するとともに、外部からの視線対策として目隠しの設置や、熱中症対策としての日よけの設置等を考慮する。
- ④ 小学校のプール用更衣室は、体育時の更衣室としても利用できるよう配置等に配慮する。

4 その他の諸室

(1) 児童・生徒更衣室

- ① 小学校は、体育・プール（兼用）で利用できる更衣室を設けるとともに、全学年が別々に着替えることを考慮し、オープンスペースや普通教室等に仕切り用カーテン等を設置し更衣スペースを確保する。
- ② 中学校は、利用しやすい位置に男女別に専用室を設ける。

(2) 児童・生徒会室

(3) 放送室

(4) 資料室・校歴コーナー

5 給食部門

(1) 調理室

- ① ドライ方式とする。
- ② 食品庫を給食室内に設ける。

(2) 配膳室

調理室から衛生的に運搬できるよう動線を確保する。

(3) 調理員休憩室・調理員専用トイレ

給食室内に調理員休憩室及び調理員専用トイレを設ける。

6 バリアフリー、ユニバーサルデザイン

(1) エレベーター設置や出入口スロープ、手すり等、移動動線のバリアフリーを推進する。

(2) トイレはすべて洋式とし、バリアフリートイレとして、各階に車いす対応トイレを設置するほか、おむつ交換台やオストメイト対応など、多機能型のトイレを使用しやすい位置に整備する。

(3) 児童・生徒や教職員はもとより、様々な人々が利用する場であることを前提として、ピクトグラム等を用いた分かりやすいサインを計画するなど、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの採用を考慮する。

(4) その他のバリアフリーについては、文部科学省の「学校施設バリアフリー化推進指針」などに基づき、バリアフリー機能の向上に努める。

7 地域防災拠点としての施設整備

(1) 避難所となるスペースを設定したうえで、外部から出入りできるバリアフリー動線を確保する。

(2) 防災備蓄倉庫は体育館に近接した場所、防災資機材倉庫は外部からの搬出入が可能な配置とする。また、受変電設備や非常用発電機等の防災関連の設備等とともに、浸水の可能性等に配慮し、適切な位置へ配置する。

(3) プール水の利用を想定するとともに、上下水道は耐震性のあるものを整備する。

(4) 敷地内にマンホールトイレやかまどベンチを整備する。

(5) 発災から72時間程度、避難所機能に必要な動力を確保するため、非常用発電機を設置する。

(6) 屋上等にヘリサインを設置する。

(7) 施設の配置にあたっては、災害時の運用を十分に想定するとともに、関係課と連携し、その他の防災機能についても、北区地域防災計画等に基づき適宜機能の向上に努める。

8 環境配慮・省エネルギー対応の施設整備

(1) 脱炭素社会の実現に向け北区地球温暖化対策地域推進計画に定める目標を達成するため、「ZEB Oriented 相当以上」の施設整備を基本とし、温室効果ガスの削減に努める。

(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用や木質化等による木材利用を検討する。

(3) 建物や設備機器による省エネルギー対策を推進する。

(4) リサイクル可能で環境負荷の小さい建設手法を検討する。

(5) 屋上緑化を含む敷地内の緑化を推進する。

(6) エネルギー使用状況の見える化や教材としても利用できる緑化の計画等、環境教育に活用できる施設整備を推進する。

(7) 雨水利用設備を導入し、校庭散水やトイレ洗浄水として利用する。

9 設備計画

(1) 児童・生徒、教員が日常的に校内全体どこでも1人1台端末（きたコン）の利用や、校務DX推進の土壌となるICT教育環境を整備する。また、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等についても考慮した計画とする。

(2) 教室、体育館、武道場等に空調設備を導入する。また、導入にあたっては、断熱性等省エネ効果の向上のほか、適切な換気方法を考慮する。

(3) 雨水の流出抑制については、教育活動やメンテナンス性を考慮し最適な方策を選択する。

(4) エレベーターは、バリアフリーや地域開放、給食の運搬などを総合的に検討した配置とする。また、ガラス窓を設置する等、かご内の安全性に配慮する。

(5) トイレのドライ化・洋式化、手洗い設備の非接触化など衛生的な環境を整備する。

第4章 学校施設の複合化・地域開放等

1 学校施設の複合化

学校周辺の公共施設の複合化については、以下の点に留意しながら、北区公共施設等総合管理計画に基づき、周辺の公共施設の集約化・複合化の可能性を検討した上で決定する。

- (1) 児童・生徒の教育環境と安全の確保に万全を期するとともに、複合施設の活動内容を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とする。
- (2) 複合施設との相互利用、相互交流を検討し、学校施設の多機能化、高機能化を推進する。
- (3) 複合化にあたっては、それぞれの専用部分、共同利用部分の区域、防犯対策や管理に関する責任の所在を明確にするなど、教職員に管理運営上の負担がかからないよう十分配慮する。

2 学校施設の地域開放

- (1) 開放する学校施設は、体育館、グラウンド、武道場の体育施設を中心に、地域の実情に応じて教育活動上支障のない特別教室を対象とし、事業着手時に関係課と調整のうえ決定する。
- (2) 児童・生徒及び施設の利用者の安全に十分配慮するとともに、管理方法や利用者動線を考慮した効率的かつ効果的な施設配置とする。
- (3) 地域開放の促進、防災、ユニバーサルデザイン等の観点から、校内でも外履きを使用する一足制の導入を検討する。

3 放課後子ども総合プラン

- (1) 放課後子ども総合プランは、原則として学校敷地内に整備する。
- (2) 放課後子ども教室として使用する共用施設は、運営時間帯の施設管理区分を考慮した配置計画とする。
- (3) 事業のためのスタッフルームや道具置き場等の設置を考慮する。

第5章 標準的な諸室の構成及び規模の考え方

1 整備の基準

- (1) 校舎等は、小学校にあつては3階以下、中学校にあつては4階以下の建物とする。ただし、十分な敷地や屋外運動場の確保が困難なため、やむを得ずこれ以上とする場合には、低層部の優位性を基盤として創意工夫を図り、管理運営上の諸課題を十分考慮する。
- (2) 諸室の構成及び規模について、別表1及び2のとおり整備基準を定める。
- (3) 各学校の諸室の構成及び規模は、この整備基準に基づき算定のうえ新築概要において決定する。
- (4) 個別の改築にあたり、教育活動の特殊性や建設上の諸条件により、この整備基準により難しい場合は、別途定める新築基本設計に係る設計検討委員会において検討する。

整備基準

別表1

★小学校

- 標準的な学校規模：12学級（各学年2教室（学級）×6学年）
- 1コマ：64㎡程度（タテ8m×ヨコ8mを基本）

◆◆教室転用を検討する諸室

種類	教室・スペース	規模 (コマ数)	備考 (数字)はコマ数
普通教室	普通教室	12	
	少人数教室	2	
多目的 スペース◆	多目的スペース	8	多目的室（予備教室4コマ）、オープンスペース（1.5コマ以上）、多目的ホール（ランチルーム）（2コマ）
特別支援	特別支援教室	1	
	特別支援学級（設置校のみ）	2.5	学級（0.5×2）、多目的室、トイレ、倉庫等含む
特別教室	理科室・準備室	2	理科室、準備室
	図工室・準備室	2	図工室、準備室
	音楽室・音楽準備室	2.5	音楽室、準備室、楽器庫
	家庭科室・準備室	2	家庭科室、準備室
	学校図書館	2	蔵書スペース（学校図書館図書標準蔵書数）、閲覧スペース、図書整備・貸出等
体育施設	体育館（地区体育館）	14.75	アリーナ（750㎡・天井高10.5m以上）、ステージ、体育器具庫（開放分20㎡含む）、開放用エントランス、開放用トイレ、開放用更衣室、受付
	体育館（学校体育館のみ）	8.75	アリーナ（天井高9m以上）、ステージ、体育器具庫、玄関
	プール関係諸室	2.5	更衣室、機械室、プール倉庫、トイレ
	屋外体育倉庫	0.75	
管理諸室	職員室・事務室	3.5	給湯コーナー、中央制御監視盤の設置
	校長室	0.5	応接機能有
	保健室	1.25	
	管理室	0.5	受付機能 清掃者待機場所 警備機器等を設置
	更衣室・休憩コーナー（職員用）	1	
	印刷室	0.5	作業スペースや用紙類置場を含む
	倉庫	2	文書保管、校務用
	会議室◆	1	
	カウンセリング室	0.5	
	教育相談室	0.5	他の部屋との兼用を検討
	不登校児童向け教育相談室	0.5	
職員用トイレ	0.5	児童用とは別に設ける	
その他	児童会室	0.5	他の部屋との兼用を検討
	放送室	0.5	
	教材室	3	各階に分散して配置
	小会議室	0.5	学校・家庭・地域の相互連携やPTA活動の部屋と兼用
給食	調理室等	5.25	
	配膳室	1.25	調理室階を除く 1学級5㎡程度
放課後子ども 総合プラン	放課後子ども教室	4	学童クラブ（2）、放課後子ども教室（1）、スタッフルーム・倉庫等（1）
	学童クラブ		
共用部分	昇降口	2	
	エレベーター	0.5	1基
	トイレ、廊下、階段、電気 機械設備スペース等		標準的な学校規模：全体規模の25%程度を想定 （学校規模により柔軟に対応）
防災	防災備蓄倉庫	1	
	防災資機材倉庫	0.5	

全体規模	地区体育館	7,000㎡程度
	学校体育館機能のみ	6,500㎡程度

（いずれも特別支援学級を含まない面積）

整備基準

別表2

★中学校

- 標準的な学校規模：9学級（各学年3教室（学級）×3学年）
- 1コマ：72㎡程度（タテ9m×ヨコ8mを基本）

◆教室転用を検討する諸室

種類	教室・スペース	規模 (コマ数)	備考 (数字)はコマ数
普通教室	普通教室	9	
	少人数教室	3	
多目的 スペース◆	多目的スペース	8	多目的室（3コマ以上）、多目的ホール（ランチルーム）（1コマ以上）
特別支援	特別支援教室	1	
	特別支援学級（設置校のみ）	2.5	学級（0.5×2）、多目的室、トイレ、倉庫等含む
特別教室	第一理科室・準備室	2.5	理科室、準備室、ギャラリー
	第二理科室	1.5	
	美術室・準備室	2.5	美術室、準備室、作品庫、ギャラリー
	音楽室・準備室	2.5	音楽室、準備室、楽器庫、個別練習室、ギャラリー
	技術室・準備室	2.5	技術室、準備室、ギャラリー
	家庭科室・準備室	4	調理室、被服室、準備室、ギャラリー
	学校図書館	2.5	蔵書スペース（学校図書館図書標準蔵書数）、閲覧スペース、図書整備・貸出等
	和室◆	1	
体育施設	体育館	14.5	アリーナ（750㎡・天井高10.5m以上）、ステージ、体育器具庫（開放分20㎡含む）、開放用エントランス、開放用トイレ、開放用更衣室、受付（地区体育館機能あり）
	武道場	3.75	用具入れを含む
	プール関係諸室	2.5	更衣室、機械室、プール倉庫、トイレ
	屋外体育倉庫	0.75	
管理諸室	職員室・事務室	3	給湯コーナー、中央制御監視盤の設置
	校長室	0.5	応接機能有
	保健室	1.25	
	管理室	0.5	受付機能 清掃者待機場所 警備機器等を設置
	更衣室・休憩コーナー（職員用）	1	
	印刷室	0.5	作業スペースや用紙類置場を含む
	倉庫	2	文書保管、校務用
	会議室◆	1	
	カウンセリング室	0.5	
	教育相談室・進路指導室	0.5	他の部屋との兼用を検討
職員用トイレ	0.5	生徒用とは別に設ける	
その他	生徒会室	0.5	他の部屋との兼用を検討
	更衣室（生徒用）	1	1箇所（男0.5・女0.5）
	放送室	0.5	
	教材室	1.5	各階に分散して配置
	小会議室	0.5	学校・家庭・地域の相互連携やPTA活動の部屋と兼用
給食	調理室等	4.75	
	配膳室	0.75	調理室階を除く 1学級5㎡程度
共用部分	昇降口	1.5	
	エレベーター	0.5	1基
	トイレ、廊下、階段、電気機械設備スペース等		全体規模の25%程度を想定
防災	防災備蓄倉庫	1	
	防災資機材倉庫	0.5	

全体規模	7,900㎡程度
------	----------

（特別支援学級を含まない面積）

資料編

- * 用語の解説
- * 北区立小・中学校整備方針及び北区立小・中学校長寿命化計画改定検討委員会設置要綱
- * 検討委員会等検討経過
- * 検討委員会等構成
- * 北区の学校改築・リノベーション事業の実績

用語の解説

1 オープンスペース（小学校） 【P. 1, 6】

各フロアの普通教室近くにオープンスペースを配置し、多様な学習活動や利用等ができるよう計画する。



整備事例

2 職員室の一元化 【P. 10】

現在、学校には様々な職種の職員が勤務している。すべての職員が同じ職員室で執務することで、学校のマネジメント体制の強化や「チームとしての学校」の推進に資する。



職員室整備例

3 教科ギャラリー（中学校） 【P. 8, 9】

特別教室と隣接させて設置し、各教科に関連する標本、展示物等の教材や配布資料など、生徒の目に触れる展示・掲示を行う。これにより、特別教室に入る際の雰囲気づくりをすると同時に、教科に対する興味関心をもたせ主体的な学びを促すきっかけになることを目指す。

整備事例（家庭科）



準備室の廊下側を工夫し、ギャラリー
としている例

（家庭科での調理実習事例を展示）

展示場所をガラス張りにし、室内の展
示物を見ることができる

（図書室）



4 整備のすすめ方イメージ図 【P. 4, 5】



5 バリアフリー、ユニバーサルデザインについて

バリアフリー 【P. 13, 14】

障害者などが社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去すること。
(整備例)

バリアフリースイレ



車いすの取り回しスペース、手すり、ベビーベッド、オストメイト洗浄用の洗い場等を備えている

点字ブロック



歩道から出入口、建物の案内施設まで連続して設置されている

ユニバーサルデザイン 【P. 2, 13, 15】

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能なように、快適な環境とするようデザインすること。

(整備例)

ピクトグラム



言語を用いずに、視覚的な図によって場所や機能を示す

自動水栓

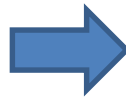


水栓をひねる力を使わずに使用できる

6 防災拠点の施設整備について 【P. 13, 14】

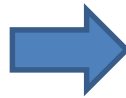
マンホールトイレ

外構部分にマンホールを設け、災害時には簡易な便座やパネルを設置することで迅速にトイレ機能を確保する。



かまどベンチ

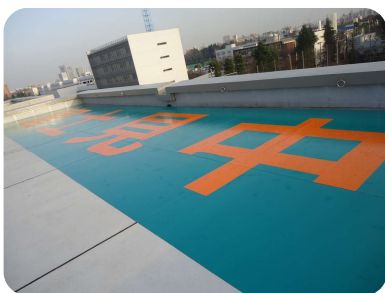
座面を取り外すと、炊き出しの「かまど」として使用できる。



※イメージ図

ハリサイン

屋上に施設名を記す。災害時に、ヘリコプターで救助や物資運搬をする際の目印となる。



←屋上

上空→



7 その他の用語

インクルーシブ教育システム 【P. 1】

障害者の権利に関する条約では、条文の第24条に「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと」とある。インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

校務DX 【P. 1, 14】

校務支援システムをクラウド化し、教員が授業で使用する1人1台端末(きたコン)と校務用端末を統合することで、教員の負担軽減と利便性の向上を図ること。また、学校の通信回線を増強し、安定したICT教育環境の構築を実現するとともに、教員への支援体制の強化や各種手続きのデジタル化などを推進すること。

エコスクール 【P. 2】

学校施設を環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設として整備し、環境教育の教材として活用すること。これにより、学校が児童・生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されている。

放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば) 【P. 3, 15】

平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校(全校)を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所(居場所)を提供していること。「わくわく☆ひろば」という愛称で呼ばれている。学童クラブの児童と一般の児童と一緒に自由遊びや集団遊び、体験活動や季節行事などを行っている。

ZEB 【はじめに P. 14】

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ばれている。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階のZEB(ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented)を定性的及び定量的に定義している。

「ZEB Oriented」とは、ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物のことで、学校においては40%以上の一次エネルギー消費量削減が必要。

(設置)

第1条 北区立小・中学校整備方針（令和元年6月改定。以下「整備方針」という。）及び北区立小・中学校長寿命化計画（令和2年3月改定。以下「長寿命化計画」という。）を改定するため、北区立小・中学校整備方針及び北区立小・中学校長寿命化計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 整備方針に関すること。
- (2) 長寿命化計画に関すること。
- (3) その他北区立の学校施設の整備又は長寿命化に関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長又は副委員長は次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 委員長 教育委員会事務局教育振興部長
- (2) 副委員長 子ども未来部長
- 2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第5条 委員長は、委員会の下に専門的な事項を検討するための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、委員長が委員会の意見を聴いて指名する。
- 3 作業部会は、委員会の方針に従い必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(作業部会の運営)

第6条 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、作業部会を招集し、会議を主宰する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、学校改築施設管理課及び営繕課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、整備方針及び長寿命化計画の改定の日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員会の委員

- (1) 政策経営部長
- (2) 総務部長
- (3) まちづくり部長
- (4) 小学校長会代表（1名）
- (5) 中学校長会代表（1名）

検討委員会検討経過

回	日付	検討内容
第1回 検討委員会	令和7年 5月14日(水)	・改定の趣旨、検討内容について
第1回 作業部会	令和7年 5月20日(火)	・教育・社会環境の変化に対応した施設整備、各種計画との整合性、必要諸室と適正規模について ・事業期間、実施方針の見直しについて
第2回 検討委員会	令和7年 6月30日(月)	・アンケート結果の報告 ・作業部会の報告
第2回 作業部会	令和7年 7月17日(木)	・整備水準、整備項目について ・老朽化の現状、財政計画、維持管理コスト、平準化シミュレーションについて
第3回 検討委員会	令和7年 8月5日(火)	・作業部会の報告
第3回 作業部会	令和7年 8月27日(水)	・改定案について
第4回 検討委員会	令和7年 10月8日(水)	・改定案について

検討委員会等構成

◎倉林 巧	教育振興部長	◎・・・委員長
○高木 俊茂	子ども未来部長	○・・・副委員長
大口 恵司	小学校長会代表(王子第五小学校長)	
鈴木 格也	中学校長会代表(堀船中学校長)	
藤野 浩史	政策経営部長	
小宮山 庄一	総務部長	
寺田 雅夫	まちづくり部長	

北区の学校改築・リノベーション事業の実績（平成17年度以降）

学校名	開設時期	規模	備考
王子小	平成21年4月	(王子小・王子桜中計) 地上4階 RC造、一部S造 延床面積 23,728 m ²	併設 (王子小・王子桜中)
王子桜中	平成21年4月		
西浮間小	平成21年4月	地上4階 RC造 延床面積 10,607 m ²	
桐ヶ丘中	平成22年4月	地上5階 RC造、一部S造 延床面積 9,788 m ²	
明桜中	平成23年4月	地上4階 RC造、一部S造 延床面積 9,924 m ²	
十条富士見中	平成24年4月	地上4階 RC造、一部S造 延床面積 9,569 m ²	
滝野川紅葉中	平成25年9月	地上4階/地下1階 RC造、 一部SRC造、S造 延床面積 9,839 m ²	
赤羽岩淵中	平成26年4月	地上5階 RC造、SRC造、 一部S造 延床面積 9,950 m ²	
なでしこ小	平成30年4月	地上5階 RC造、一部S造 延床面積 9,862 m ²	
稲付中	平成31年4月	地上5階 RC造、一部S造 延床面積 9,090 m ²	
田端中	平成31年4月	地上8階 PCaPC造、RC造、 一部S造、SRC造 延床面積 8,030 m ²	
浮間中	令和2年4月	地上4階 RC造、一部S造、 SRC造 延床面積 9,975 m ²	
王子第一小	令和3年9月	地上4階 RC造、一部SRC 造 延床面積 8,355 m ²	
西が丘小	令和5年4月	地下1階、地上3階 RC造、一部S造 延床面積 7,486 m ²	
都の北学園	令和6年4月	南校舎：地上5階、RC造 北校舎：地上4階、SRC造 延床面積 18,873 m ²	2期工事 令和8年 8月完了予定
堀船中	令和9年9月開設予定		
赤羽台西小	令和10年9月開設予定		
十条小	令和11年9月開設予定		
滝野川第五小	令和12年9月開設予定		

飛鳥中	令和4年4月		リノベーション事業 及び計画
滝野川第四小	令和6年11月		
谷端小	令和8年9月完了予定		
豊川小	令和9年3月完了予定		
王子第五小	令和10年10月完了予定		
岩淵小	令和11年3月完了予定		

※規模は校舎及び体育館となります。また、延床面積はおおよその面積です。

北区立小・中学校整備方針

令和8年3月発行

刊行物登録番号

7-1-129

発行：北区教育委員会事務局 教育振興部 学校改築施設管理課

住所 北区滝野川2丁目52番10号

電話 03(3908)9277